

令和7年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和7年6月27日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員

1番	村田 弘行	2番	小菅 康子
3番	山本 剛	4番	木下 伸一
5番	津村 俊二	6番	山崎 敦志
7番	橋 俊明	8番	石川 恵美
9番	服部 嘉雄	10番	奥山文市郎
11番	田中 陽介	12番	東郷 克己
13番	岩井智恵子	14番	鈴木 市朗
15番	山崎 有子	16番	稲垣 誠亮
17番	荒川 泰宏		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	櫻本 直樹	教育長	北脇 泰久
病院事業管理者	前川 聡	政策調整部長	井狩 昭彦
政策調整部政策監	小池 秀明	総務部長	川尻 康治
市民部長	西村 拓巳	健康福祉部長	井出 徹哉
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	北田 一栄	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭
都市建設部長	布施 篤志	環境経済部長	中塚 誠治
教育部長	田中 明美	政策調整部次長	松井 健作
総務部次長	井狩 勝	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	辻 昭典	事務局次長	行俊 勉
書記	辻 拓	書記	船橋 潤子

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第46号、議第47号及び議第50号並びに請願第1号

(令和7年度野洲市一般会計補正予算(第2号)他3件)

各委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 議員の派遣について

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(山本 剛) (午後1時00分) ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は17人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、6月17日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(山本 剛) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第12番、東郷克己議員、第13番、岩井智恵子議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(山本 剛) 日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第46号、議第47号及び議第50号並びに請願第1号、「令和7年度野洲市一般会計補正予算(第2号)」他3件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第9番、服部嘉雄議員。

○9番(服部嘉雄議員) 第9番、服部嘉雄でございます。

去る6月13日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案及び請願を審査するため、6月18日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、請願第1号「国に対し、『刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書』の提出を求める請願書」について、請願者から詳細な説明を受けました。請願者に対し、委員からの質疑はありませんでした。

続いて、請願第1号について、委員間討議を行いました。

委員間討議では、まず、「冤罪被害者の発生防止と速やかな救済は国の基本的な責務であり、迅速に救済するため、国において慎重かつ速やかに議論を進めるべきである。」、次に、「現在、国において改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会で議論されており、請願項目の『1、再審における検察手持ち証拠の全面開示』及び『2、再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止』については慎重な判断が必要と考えるが、『3、再審法の整備』については賛成であり、9月の議会までに各党派等で整理して意見書を上げるようにしてはどうかと考える。」との意見がありました。

慎重に審査した結果、請願第1号については、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

次に、議第47号「野洲市税条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの「公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧とはどういうものなのか。」との質疑に対し、「基本的にはデジタルサイネージのことで、現在、掲示板に設置しているものを電子的に表示させるイメージである。」との答弁がありました。

また、委員からの「たばこ税の改正に関して市に納付される税金はいくらくらいなのか。」との質疑に対し、「駆け込み需要や買い控えが生じる可能性もあり、現時点では不明であるが、令和6年度の徴収実績は約3億2,000万円である。」との答弁がありました。

議第47号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第47号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第50号「野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともありませんでした。

よって、議第50号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案及び請願の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、荒川泰宏議員。

○17番（荒川泰宏議員） 第17番、荒川泰宏です。

去る6月13日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月18日及び19日に各分科会を、また25日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第46号「令和7年度野洲市一般会計補正予算（第2号）」を議題として、6月25日の予算常任委員会では、各分科会に分担しました令和7年度一般会計補正予算案について、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長より報告を受けました。

議第46号「令和7年度野洲市一般会計補正予算（第2号）」について、総務分科会会長報告では、総務費で、委員からの「税務管理費における市税還付金1,453万円は、予算編成時に見込むことができなかつたのか。また、株取引の関係で高額還付との説明をされたが、詳細な説明を求める。」との質疑に対し、「確定申告により、株式の譲渡による配当割及び譲渡割に多額の還付金が発生したためである。また、予算編成時には例年の還付実績と見込みから積算しているが、本件は、想定内の一般的な還付事由ではなく、かつ高額なために、増額補正を計上するものである。」との答弁の報告がありました。

また、委員からの「戸籍住民基本台帳管理費におけるマイナンバーカードに係る変更事項の印字システムの再設定について、当初予算に計上できなかったのは見落としていたのか、それとも業務を遂行する段階で分かったことのどちらなのか。」との質疑に対し、「当初予算計上時には当作業は職員で対応できるものと判断していたが、端末入替え作業について詳細な協議を進めていく中で、今後、安定的に稼働するためには専門的な技術を有するシステムエンジニアに委託する必要があると判断したためである。」との答弁の報告がありました。

文教福祉分科会会長報告では、民生費、民間保育所等運営補助事業費について、委員からの「民間保育所の園数と園児数は。」との質疑に対し、「9園、617名である。」との答

弁の報告がありました。

また、委員からの「食料品価格高騰対策支援金は、保護者か事業所のどちらに交付するのか。」との質疑に対し、「事業所に交付する。」との答弁の報告がありました。

これに関連して、委員からの「物価高騰分を事業所が実際に負担しているのかどうかをどのように判断するのか。」との質疑に対し、「どの食品にいくら差額があったなど細かいところまでは難しいが、実績報告の際に聞き取りを行って確認する。物価高騰対策に充てるよう支援金の趣旨をきっちり説明した上で交付する。」との答弁の報告がありました。

次に、教育費、教育支援事業費について、委員からの「フリースクールの補助対象児童・生徒の学年、人数は。」との質疑に対し、「小学5年生が2名、中学2年生が2名である。」との答弁の報告がありました。

これに関連して、委員からの「年度内に利用者が増えた場合、予算は補正で対応するのか。」との質疑に対し、「補正も考えているが、近隣先行市の状況を踏まえると、今回の予算で対応可能と考えている。」との答弁の報告がありました。

また、文化財保護調査事業費について、委員からの「文化財のシンポジウムはどのようなものか。」との質疑に対し、「野洲市文化財保存活用地域計画について、7月に文化庁認定の予定を見越し、8月にシンポジウムを開催する。地域での継承が非常に重要な課題となっている無形民俗文化財を題材に、文化財保存活用地域計画に沿ってどのように生かしていくかというテーマで開催準備を進めている。三上のずいき祭りが主な事例である。」との答弁の報告がありました。

また、教育振興事業費について、委員からの「中学校部活動の地域展開に係るスポーツクラブのマッチングのマネジメントについて、9か月で事業をどこまで進めるかの目標は設定されているか。」との質疑に対し、「様々な団体の登録をまず進め、本当に受入れ可能なかなど詳細を調査していく。今年度中にできるかは分からないが、中体連との関連も考えながら、中学生がより幅広く選べるような題材を用意する期間にしたい。」との答弁の報告がありました。

これに関連して、委員からの「コーディネーターに仕事を丸投げすることを懸念しているが、職員が中心となって動く体制は十分確保されているか。」との質疑に対し、「担当職員と連携しながら徐々に移行していく。丸投げではなく、随時連携を図りながら進めていきたい。」との答弁の報告がありました。

環境経済建設分科会会長報告では、土木費で、委員からの「都市公園管理費の備品購入

について、今回購入する草刈り機の維持管理はどのようになるのか。また、どこに保管されるのか。」との質疑に対し、「さくら緑地の公園管理を委託しているアクティブ近江富士に管理いただき、所有されている物置で保管し利用いただく予定である。」との答弁の報告がありました。

なお、予算常任委員会に付託を受けた関係予算についての委員間討議はありませんでした。

次に、採決について、議第46号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第46号、議第47号及び議第50号並びに請願第1号について、討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

請願第1号について、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子議員） 第2番、日本共産党、小菅康子です。

私は、請願第1号「国に対し、『刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書』の提出を求める請願書」に対して、賛成の立場で討論をいたします。

本請願は、現行の再審制度が大正時代の旧刑事訴訟法の条文ほぼそのまま、また、審理の手續の保障がないことでもあります。そのため、数ある再審裁判でも気の遠くなるような年数をかけなければならない、困難な裁判と立証を余儀なくされていることです。近年でも、袴田事件では、逮捕から無罪確定まで実に58年もかかっています。冤罪を生まなためにも再審規定の改正は急務です。

請願にも書かれていますように、刑事訴訟法に規定されている再審規定条項で、条文数は僅か19か条で、極めて大ざっぱな規定のため、個々の再審裁判では裁判所の解釈、運用に全て委ねられていることから、再審格差が起こっているのが実態です。

具体的な問題点は、多くの再審裁判でも捜査段階で集めた証拠を検察がなかなか開示していないことです。本来、全ての証拠は、有罪立証に有利不利を問わず、弁護団の開示請

求に応じ、真実解明に役立てるべきです。これは、袴田事件でも検察に不利な証拠を最後まで出さなかったことを見ても、公平な裁判を維持する上でも大事なことです。

また、検察官の不服申立て制度の問題です。裁判所が再審開始決定を出しても、これに従わず、不服申立てを行い、いたずらに時間稼ぎをして、当事者と家族を時間的にも金銭的にも途方もない苦痛を与えるものです。検察は再審公判の中で主張、立証する機会があるので、不服申立ては廃止すべきと考えます。

さらに、再審法、刑事訴訟法の再審規定を通常審のように整備し環境を整え、再審格差や再審審理において、過去に当該事件に関与した裁判官が再び関与することが起こらないようにすることが重要であると考えます。

以上が請願が求めています主な内容ですが、全国的にも、滋賀県下の多くの議会で再審法の改正や改正に向けた審議を求める請願や意見書が採択されています。滋賀県ではこれまで、県議会をはじめ11市町議会で意見書が採択されています。また、現在開催中の甲賀市議会では、全会派全議員の賛成で採択される予定と聞いています。

最後に、無罪が確定した袴田巖さんの姉、秀子さんが、今年2月4日、東京都内で行われた講演会でこのようにお話をされています。読ませていただきます。

弟、巖が58年闘って、やっと再審開始になり、無罪をいただきました。拘置所に48年入っていた弟は88歳、私は92歳です。事件が起きたのは私が33歳のときでした。警察は早く犯人を上げなければと弟を自供に追い込みました。母は無実を訴え、裁判に通いましたが、一審は死刑判決でした。気に病んだ母は68歳の若さで病死し、半年後、父も後を追いました。死刑が確定した折の記者会見では、その場にいた人皆が敵に見えました。再審決定が出る前の3年半は面会を拒否されていました。それでも私は拘置所に通いました。家族は見捨てないと伝えるためです。2014年3月27日、再審決定が出ました。釈放後、精神科の病院に入院しましたが、巖には拘禁症があります。48年もあんなところに入れられていたのです。元に戻せとは言いません。再審法を改正してほしい。巖だけが助かればいいんじゃない。冤罪被害者はたくさんいます。再審がなかなか通らないのは、法が不備だからです。

以上が袴田秀子さんのお話ですが、袴田さんはもちろんのこと、こんなことをもう二度と起こしてはなりません。まさに再審法の改正が急務の課題です。このことを求める請願でありまして、議員皆様の賛同をお願いいたしまして、賛成討論とします。

○議長（山本 剛） 次に、第12番、東郷克己議員。

○12番（東郷克己議員） 第12番、未来共創、東郷でございます。

請願第1号「国に対し、『刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書』の提出を求める請願書」に対して、反対の立場から討論をいたします。

先ほど討論された小菅議員が読み上げられた袴田巖さんのお姉さんの手記は、胸に詰まる思いで今聞いておりました。このような冤罪を二度と繰り返してはならない、それは非常に強く同意するところであります。

したがって、今般の請願において求められている刑事訴訟法の改正そのものについては反対ではございません。むしろ、万が一冤罪が疑われる事案が見つかった際には、これできるだけ早く是正する制度を確立することが急務と考えております。

人間は間違ふ、失敗するという前提に立った制度が必要で、これは当局による冤罪をなくすための様々な努力と並行して確立する必要があるものと認識をしております。それゆえに、今般の請願は大変重要な問題提起であり、我が国の司法制度における改善点を示されたこと、また、長年にわたる地道なご努力に対して心から敬意を表するものでございます。

全体の趣旨に賛同しつつも、慎重を期すべきと考える部分が存在することから、今回の採決においては賛同しかねると判断をいたしました。その理由を明らかにし、議員各位にもご検討いただきたく、以下、申し述べます。

1点目、総務常任委員会での審議について。

注目していた請願であり、付託された総務常任委員会での審査を傍聴いたしました。請願者の趣旨説明は明瞭で、請願項目に記された、「1、再審における検察手持ち証拠の全面開示」、「2、再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止」、「3、『再審法』の整備」への説明も妥当と私には思われましたが、2人の委員から、全体の趣旨には賛同を示しつつ、1の検察手持ちの資料全面開示と2の再審開始決定に対する検察の不服申立て禁止については慎重を期すべき点がある旨が述べられ、委員会の採決では賛成少数となりました。

2点目、公開情報による私自身の調査結果について申し述べます。

委員会で表明された1及び2については慎重を期すべきとの意見に対し、公平性担保の観点から、公開情報により自ら調査を試みました。その結果、全体の趣旨としては、冒頭も申し上げたとおり、再審規定の改正については、大きな流れとして改正の方向であることが確認できました。一方で、慎重を期すべきと指摘のあった2項目を調べると、次のような事項が確認できました。

証拠の全面開示によるデメリットについては、1、捜査の秘密保持、今後の捜査への影響、2、証人や関係者のプライバシー、安全への懸念、3、検察の捜査権限、戦略への制約、4、証拠の濫用の懸念、5、制度運用上の負担と混乱、検察の不服申立て禁止のデメリットについては、1、誤った再審開始決定が是正できないリスク、2、司法判断の一方通行化、3、公平性の観点からの懸念、4、再審開始決定が慎重になり過ぎる懸念、5、再審制度への政治的・社会的疑念の高まりなどが浮かび上がりました。

なお、証拠の全面開示については、「開示制度の強化は不可欠。慎重な制度設計と運用の工夫により、上記の懸念はある程度コントロールが可能」との分析があり、不服申立てについては、「検察の不服申立てを禁止することは、冤罪救済の迅速化という観点からは有効だが、制度全体のバランス、公平性、慎重な審査の保障という観点から、デメリットや制度的リスクがあるのも事実」、「単なる禁止でなく、制度の透明化、証拠開示義務化、第三者審査機関の導入などとセットで検討すべき複合的な改革課題」との分析でありました。

これらは、インターネット上での調査であり、これを単純に全てにわたり信頼すべきものとは考えておりませんが、請願事項の1及び2については、デメリットも存在することが確認できた他、結論部分での分析もおおむね妥当な見解と考えました。

請願が求められる改正が、真に改正となり、国民にとって有益なものとなるためには、指摘のあった懸案事項についても慎重に、また、多角的に検討され、制度設計されることが重要であると考えます。

以上のことから、請願項目1及び2については、慎重な議論、検討が必要であり、本議会として制度化を求める意見書に記載することは、現段階で適當ではないと考えます。議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げます。

○議長（山本 剛） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、議第46号「令和7年度野洲市一般会計補正予算（第2号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第46号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第47号「野州市税条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第47号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第50号「野州市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第50号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号「国に対し、『刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書』の提出を求める請願書」について採決いたします。

請願に対する委員長の報告は不採択です。よって、請願第1号は原案について採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

お諮りいたします。

議員の派遣についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、議員の派遣についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第1）

○議長（山本 剛） 追加日程第1、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、湖南地区市議会議長会正副議長先進都市行政視察研修に出席のため、本年7月31日、8月1日の両日、東京都千代田区及び東京都大田区に津村俊二議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、津村俊二議員を派遣することに決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（櫻本直樹） 令和7年第3回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る6月5日から本日に至りますまで23日間開催をいただきました。令和7年度一般会計補正予算をはじめ、提出いたしました議案につきまして、慎重なるご審議の上、全てお認めいただき、ありがとうございました。

また、本定例会の一般質問を通じまして、野洲駅南口整備をはじめ、福祉・教育・農業・交通政策など、様々な分野における施策に対しまして貴重なご意見、ご提案をいただきました。これらを受け止めまして、今後の市政運営に生かすよう努めてまいります。

お認めいただいた補正予算では、物価高騰対策事業として、食料材料費の価格上昇見込み分を民間園に補助することにより、民間保育所に通う児童の保護者への負担軽減を図るなど、引き続き子育て世帯への支援の充実を図ってまいります。

さらに、地域総合型スポーツクラブ・地域総合型文化クラブコーディネーター実証事業においては、若者の健全な成長と地域の活性化を促進するとともに、スポーツ活動及び文化活動の効果的な運営を支援することで、地域の文化・スポーツ振興に努めてまいりたいと考えております。

結びに、議員の皆様には、これからますます暑さが厳しさを増していく中、健康には十分ご留意いただき、引き続き市の発展のために一層のご活躍をいただきますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 以上で、令和7年第3回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後1時36分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和7年6月27日

野洲市議会議長 山本 剛

署名議員 東郷 克己

署名議員 岩井 智恵子